

○豊島区重度身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

平成24年2月28日
保健福祉部長決定
制定 昭和50年9月1日
制定 昭和50年9月1日
改正 昭和63年6月30日
平成元年12月3日
平成2年9月20日
平成5年5月18日
平成9年3月18日
全部改正平成24年2月28日
改正 平成27年4月1日
平成29年3月13日

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の助成をすることにより重度身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 区内に居住する18歳以上の重度身体障害者で、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある、次の各号に該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている2級以上の体幹機能障害者又は3級以上の上・下肢機能障害者
- (2) 本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内である者

(助成額)

第3条 自動車改造費の助成額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とし、一台あたりの助成額については、各年度の予算の範囲内で別に定める。

(助成の申請)

第4条 自動車改造費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊島区重度心身障害者用自動車改造費助成申請書（別記第1号様式）を、区長に提出するものとする。ただし、申請者は申請に際し、改造を行う業者又は行った業者の見積書若しくは請求

書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）を添えるとともに運転免許証を提示するものとする。

（助成の決定）

第5条 区長は、前条の申請書を受理したときは、すみやかに当該申請者の障害の状況、経済状態、家庭環境及び就労関係を調査し、調査書（別記第2号様式）を作成し、助成の可否を決定する。

（助成決定の通知）

第6条 助成を行うことを決定したときは、自動車改造費助成決定通知書（別記第3号様式）を、その申請を却下することを決定したときは、自動車改造費助成却下通知書（別記第4号様式）をそれぞれ当該申請者に交付するものとする。

（助成の請求）

第7条 前条の助成決定通知書の交付を受けた申請者は、自動車改造費助成金請求書兼口座振込依頼書（別記第5号様式）に業者の改造に要した経費の請求書（第4条の規定に基づき業者の請求書を提出した場合は、添付を要しない。）を添えて区長に提出するものとする。

（改造箇所の確認及び助成金の給付）

第8条 区長は、前条の自動車改造費助成金請求書兼口座振込依頼書を受理したときは、すみやかに改造箇所の確認をするとともに給付手続きを行い、申請者に助成金を給付するものとする。

（支払い状況等の確認）

第9条 申請者は、助成金の給付を受けたのち、ただちに経費の支払いを行い、業者の領収書を区長に提出するものとする。

（自動車改造費助成支給台帳の整備）

第10条 区長は、助成の状況を明らかにするため、自動車改造費助成申請及び決定簿を整備しておくものとする。

（決定の取消し等）

第11条 申請者に偽りの申請又は不正な手段により助成金の給付を受けるものがあつたときは、給付の決定を取消し又は助成金の償還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行し、改正後の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年12月3日から施行し、改正後の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年9月20日から施行し、改正後の規定は、平成2年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年5月18日から施行し、改正後の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行し、改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別記第1号様式

年 月 日

豊島区重度身体障害者用自動車改造費助成申請書

豊島区長

申請者 住 所 豊島区 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

自動車改造費助成事業実施要綱に基づき、自動車改造費の助成を受けたいので申請します。また、本申請の審査に必要となる私及び私の世帯の課税状況について、公簿等により調査することに同意します。

身体障害者手帳の内容	番 号	第 号
	等 級	種 級
	障 害 名	
運転免許証の内容	番 号	
	免許の種類	
	条 件	
自動車の概要	購入年月日	
	車 種	
	排 気 量	CC
改造の概要	改 造 費 用	円
	操 行 装 置	
	駆 動 装 置	
受付印	※ 備 考	
	添付書類等 <input type="checkbox"/> 業者作成の [見積書 ・ 請求書] ⇒改造箇所と経費を明記 <input type="checkbox"/> 免許証(写) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(写) <input type="checkbox"/> その他	
受付担当者		

※欄は記入しないでください。

別記第2号様式

自動車改造

調 査 書								
申請書受理番号 及び年月日		第 号	手帳番号	第 号	年月日			交付
障 害 名					障害程度	種 級		
申 請 者 氏 名								
生 年 月 日								
世帯員の 状況	氏 名	年齢	続柄	職 業	収 入	備 考		
助 成 金 額		円						
改 造 個 所								
助成必要の有無		有	無	その理由				
その他特記事項								
改造終了の確認								

上記のとおり確認しました。

年 月 日

調査

氏名

印

別記第3号様式

番 号
平成 年 月 日

様

豊島区長

印

自動車改造費助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった自動車改造費を、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

1、 助 成 額 円

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第4号様式

番 号
平成 年 月 日

様

豊島区長

印

自動車改造費助成却下通知書

年 月 日付で申請のあった自動車改造費申請を、下記の理由により却下したので
通知します。

記

1、 却下理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

自動車改造費助成金請求書 兼 口座振込依頼書

金 _____ 円

捨印

身体障害者自動車改造費助成として、上記金額を請求します。なお、助成金は下記の口座に振り込まれるようお願いいたします。

年 月 日

豊島区長

請求者 住所

氏名

印

連絡先

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合	本店 _____支店 支店番号 ()
振込口座	預金種別	普通 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義氏名		

必要添付書類： 業者作成の本改造経費にかかる請求書

別記第 1 号様式

別記第 2 号様式

別記第 3 号様式

別記第 4 号様式

別記第 5 号様式